

資料 1

令和 4 年度京都市国民健康保険事業（案）について

< 目 次 >

頁

1	令和4年度京都市国保事業（案）について	
(1)	被保険者数等の見込	1
(2)	令和4年度保険料について	1
2	京都市国保を取り巻く状況	4
3	令和4年度財政状況	5
4	令和4年度における制度改正	6

1 令和4年度京都市国保事業（案）について

(1) 被保険者数等の見込

令和4年度の被保険者数は、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することに加え、令和4年10月からの被用者保険の適用拡大による減少もあり、大幅に減少する見込みである。

項 目	3年度予算	4年度予算	増△減
一 般 被 保 険 者 数	294,000人	283,000人	△11,000人（△3.74%）
一 般 世 帯 数	201,000世帯	197,000世帯	△4,000世帯（△1.99%）

(2) 令和4年度保険料について

ア 保険料算定の考え方

- 本市では、これまで多額の一般会計繰入金による財政支援（以下「財政支援分」）を確保することで、保険料率の据置を行うなど被保険者の負担の抑制を図ってきた。
- しかしながら、本市財政は危機的な状況にあり、これまでと同様に多額の繰入金を確保することが困難となっている。今後は、財政支援分を見直し、一般会計、国民健康保険事業の双方が持続可能なものとなるよう検討する必要がある。
- 他方、コロナ禍における被保険者の生活を考慮すると、可能な限り保険料の引上げを抑制すべきであると考えられる。

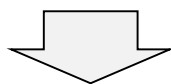
イ 令和4年度国民健康保険事業費納付金について

- 京都府から示された国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」）の額は、前年度から約20億円の大幅な増加となっている。
- 増加した理由は、コロナによる受診控えやその反動によるもので、
 - ① 1人当たり医療費が増加傾向にあること
 - ② 前期高齢者交付金が減少したこと（2年度給付費減少による精算（返還）等）によるものである。

京 都 市		（単位：千円）	
	3 年 度	4 年 度	増 減
医 療 分	23,432,000	25,520,000	2,088,000
後 期 高 齢 者 支 援 分	8,467,000	8,147,000	△ 320,000
介 護 分	3,268,000	3,471,000	203,000
計	35,167,000	37,138,000	1,971,000

ウ 令和4年度収支状況について

- 納付金が大幅に増加したため、仮に財政支援分を前年度と同額とし、保険料率を据え置いて収支計算を行ったところ、令和3年度予算で活用していた繰越金（6億円）の財源不足や、被保険者数の減少による保険料収入の減（6億円）など、32億円の収支不足が見込まれた。
- この収支不足をすべて保険料の引上げで賄う場合、1人当たり保険料は11,671円の増、前年度比約12%の増となる。



本市の対応

- 本来は京都府へ納める納付金の増加にあわせ保険料を引き上げる必要があるが、今回の納付金の大幅な増加への対応については、コロナによる受診控え等の反動といった一時的な影響要素も含まれていることや、長引くコロナ禍の状況も鑑み、臨時対策を講じることとする。
- ただし、令和5年度以降、一時的な要因によって増減する納付金に対し、急激な保険料の引上げ等が生じないように、基金を活用して安定的な国保運営を目指していく。

令和4年度の対応

- ① 危機的な財政状況ではあるが、一般会計からの財政支援分を前年度と同額（約64億円）確保
- ② コロナ受診控えやその反動による一時的な納付金の増加に対応するため、令和3年度2月補正予算で、一般会計からの臨時的支援として約18億円（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用）を基金に積み立て、4年度保険料の引上げ幅の抑制財源に活用

① ②の支援により、平均値である1人当たり保険料は3,568円増、前年度比3.7%増となり、本市が見込んでいる1人当たり医療費の伸び3.7%と同程度まで、保険料の引上げを抑制する。

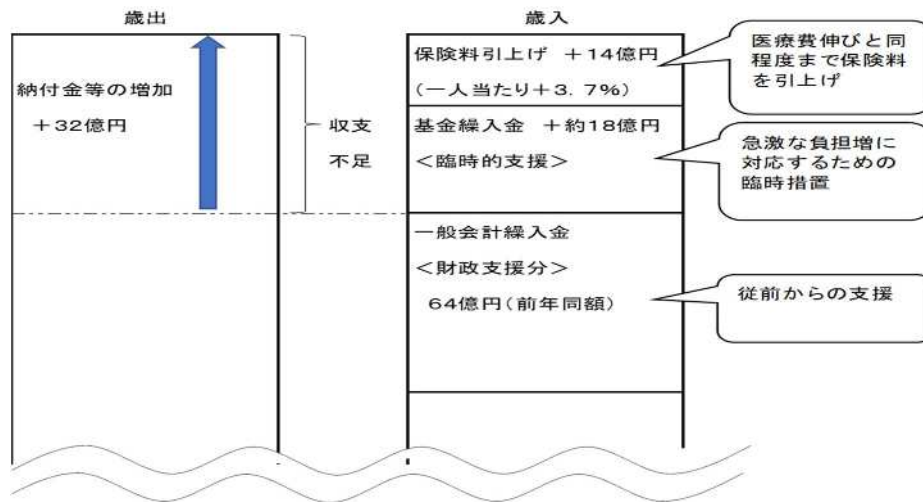
なお、少子高齢化、医療の高度化等の影響を踏まえると、一般会計、国民健康保険事業の双方が持続可能なものとなるよう、一定の保険料引上げは必要と考えている。

令和5年度以降の対応

- ③ また、将来的に安定した国保運営を行うため、令和2年度実質累積黒字である27億円を基金に積み立て、5年度以降の大幅な納付金の増加に対応

【令和4年度の納付金等の増加への対応】

令和4年度の納付金等の増加への対応



【収支イメージ図】



エ 保険料率・1人当たり保険料の状況

		保険料率			1人当たり保険料(平均値)		
		3年度	4年度	増△減	3年度	4年度	増△減
医療分	均等割	24,360円	25,790円	+1,430円	55,097円	57,382円	+2,285円 (+4.15%)
	平等割	16,490円	16,610円	+120円			
	所得割	7.56	7.65	0.09pt			
後期分	均等割	8,870円	9,200円	+330円	20,030円	20,456円	+426円 (+2.13%)
	平等割	6,000円	5,930円	△70円			
	所得割	2.83	2.82	△0.01pt			
介護分	均等割	9,410円	9,970円	+560円	21,247円	22,104円	+857円 (+4.03%)
	平等割	4,750円	4,910円	+160円			
	所得割	2.53	2.56	0.03pt			
医療分+後期分					75,127円	77,838円	+2,711円 (+3.61%)
医療分+後期分+介護分					96,374円	99,942円	+3,568円 (+3.70%)

オ 1人当たり保険料の推移（予算ベース）

1人当たり 保険料		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	医療分	58,830円	58,864円	54,988円	55,284円	55,100円	55,097円	57,382円
	後期分	18,581円	18,592円	19,966円	20,095円	20,032円	20,030円	20,456円
	介護分	21,008円	21,033円	21,412円	21,466円	21,381円	21,247円	22,104円
	合計	98,419円	98,489円	96,366円	96,845円	96,513円	96,374円	99,942円
備 考		料率据置き	料率据置き	保険料引下げ	料率据置き	料率据置き	料率据置き	保険料引上げ

カ 一般会計繰入金の比較

	3年度	4年度	増△減
基盤安定分	8,882百万円	8,911百万円	+29百万円 ※1
子ども均等割軽減分	0百万円	77百万円	+77百万円
財政支援分	6,409百万円	6,409百万円	0百万円 ※2
合計	15,291百万円	15,397百万円	+106百万円

※1 保険料率の引上げに伴い、基盤安定分は増額

※2 財政支援分は前年度と同額

2 京都市国保を取り巻く状況

- 本市国保を取り巻く状況として、高齢化の進展や医療の高度化により、1人当たり医療費は増加していく見込であり、今後も厳しい国保財政が続くことが予想される。
- 「健康長寿のまち・京都」の取組と連携して実施している保健事業等により、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化や保険料徴収率の向上を図ることで保険料負担の増加の抑制に努めるなど、本市の危機的な財政状況も踏まえながら、持続可能な制度運営に努めていく。
- また、国に対しては、更なる財政措置の拡充に加え、国保を含むすべての医療保険制度の一本化など制度の抜本的改革を強く要望していく。

【参考】

○本市における医療費の状況

	平成20年度	令和元年度	令和2年度	増△減(2-元)
前期高齢者(65～74歳) 加 入 割 合	29.9%	39.1%	39.6%	+0.5pt
一 般 総 医 療 費	99,267百万円	114,410百万円	108,779百万円	△5,631百万円 (△4.9%)
一般1人当たり医療費	281,674円	377,299円	365,544円	△11,755円 (△3.12%)

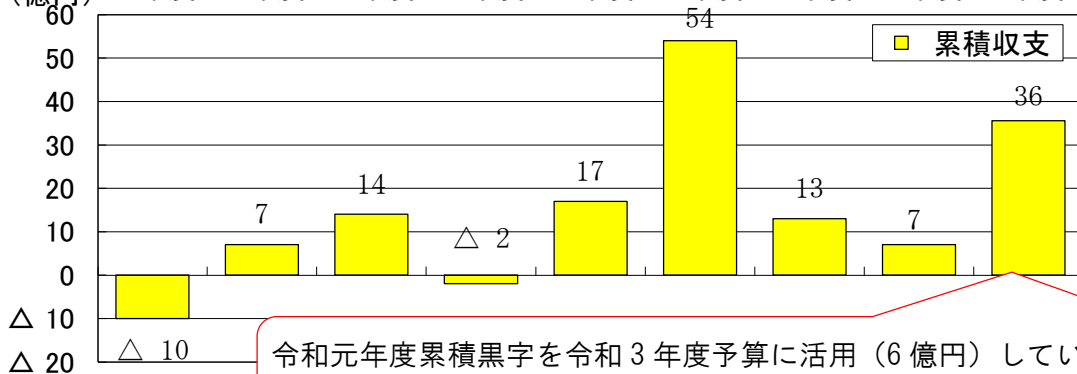
コロナの受診控えの影響等により3%の減少

○本市における保険料軽減適用率

	平成20年度	令和元年度	令和2年度	増△減(2-元)
軽 減 適 用 率	60.3%	80.5%	78.4%	△2.1pt

○京都市国民健康保険事業特別会計収支の推移

(億円) 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 元年度 2年度



令和元年度累積黒字を令和3年度予算に活用(6億円)していることに加え、保険給付費等交付金等の過大交付を含むため、**実質的には27億円の黒字**

3 令和4年度財政状況

(単位:千円)

項 目		3年度 予算額(A)	4年度財政 見込額(B)	増△減 (B - A)	備 考
一般医療分	歳入				
	保険料	15,893,000	16,093,000	200,000	保険料の引上げ、被保険者数の減
	国庫支出金	2,094	53,463	51,369	
	府支出金	97,744,834	98,590,211	845,377	給付費の増による
	一般会計繰入金	12,080,921	12,144,921	64,000	保険料の引上げに伴う増
	繰越金	600,000	1	△ 599,999	令和元年度繰越金の減
	基金繰入金	0	1,240,000	1,240,000	保険料引上げ抑制のための臨時支援
	その他	250,951	227,904	△ 23,047	
	小計	126,571,800	128,349,500	1,777,700	
	歳出				
	給付費	97,184,000	97,930,000	746,000	1人当たり医療費の増
	納付金	23,432,000	25,520,000	2,088,000	コロナの受診控えの反動による増
	保健事業費	1,114,942	1,084,078	△ 30,864	
	その他	4,080,058	3,815,422	△ 264,636	
	小計	125,811,000	128,349,500	2,538,500	
	差引過△不足額	760,800	0	△ 760,800	
後期高齢者支援分	歳入				
	保険料	5,775,000	5,742,000	△ 33,000	
	一般会計繰入金	2,416,000	2,405,000	△ 11,000	
	小計	8,191,000	8,147,000	△ 44,000	
	歳出				
	納付金	8,467,000	8,147,000	△ 320,000	
	小計	8,467,000	8,147,000	△ 320,000	
	差引過△不足額	△ 276,000	0	276,000	
介護分	歳入				
	保険料	1,989,200	2,024,000	34,800	
	一般会計繰入金	794,000	847,000	53,000	
	基金繰入金	0	600,000	600,000	保険料引上げ抑制のための臨時支援
	小計	2,783,200	3,471,000	687,800	
	歳出				
	納付金	3,268,000	3,471,000	203,000	高齢化による納付金の増
	小計	3,268,000	3,471,000	203,000	
	差引過△不足額	△ 484,800	0	484,800	
退職者医療分	歳入				
	保険料	500	200	△ 300	
	府支出金	33,116	2,423	△ 30,693	
	その他	1,384	877	△ 507	
	小計	35,000	3,500	△ 31,500	
	歳出				
	給付費	34,000	3,000	△ 31,000	
	納付金	0	200	200	
	その他	1,000	300	△ 700	
	小計	35,000	3,500	△ 31,500	
	差引過△不足額	0	0	0	
歳入合計 (A)		137,581,000	139,971,000	2,390,000	
歳出合計 (B)		137,581,000	139,971,000	2,390,000	

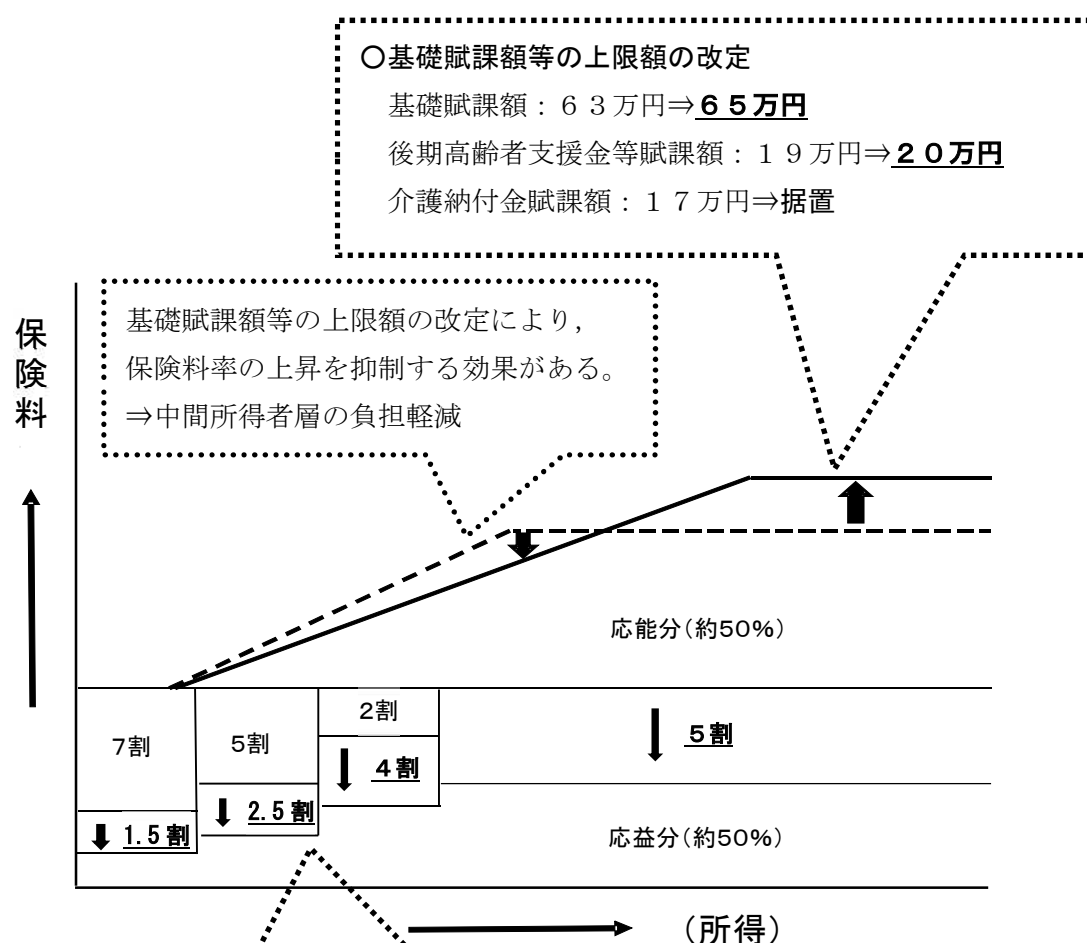
4 令和4年度における制度改正

診療報酬改定	全体：△0.94%（本体：0.43% 薬価：△1.35% 材料：△0.02%）
賦課限度額の改定	99万→102万
未就学児被保険者に係る被保険者均等割額の減額制度	子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、小学校就学前の被保険者の均等割について、10分の5を乗じた額を減額する。 （施行日：令和4年4月1日）

※保険料軽減についての拡充はなし

○国民健康保険料の賦課限度額の改定について【諮問事項】

【賦課限度額の改定及び未就学児被保険者に係る被保険者均等割額の減額制度の創設 イメージ図】



○未就学児被保険者に係る被保険者均等割額の減額制度の創設

未就学児被保険者に係る被保険者均等割額（低所得者世帯に係る減額（以下「軽減」という。）が適用されている場合は、軽減適用後の被保険者均等割額）について、10分の5を乗じて得た額を減額する（以下「未就学児減額」という。）。

未就学児に係る被保険者均等割額の減額率

7割軽減適用世帯の未就学児 ⇒ （軽減）7割 + **（未就学児減額）1.5割** = **8.5割**

5割軽減適用世帯の未就学児 ⇒ （軽減）5割 + **（未就学児減額）2.5割** = **7.5割**

2割軽減適用世帯の未就学児 ⇒ （軽減）2割 + **（未就学児減額）4割** = **6割**

軽減なし世帯の未就学児 ⇒ （軽減）0割 + **（未就学児減額）5割** = **5割**

財政支援

未就学児減額については、減額した額の2分の1を国が、4分の1を都道府県が、残りの4分の1を市町村が負担する。

対象人数

約8,000人